

報告事項説明書

市議会 9 月定例会議において報告する「報第 3 1 号 債権の放棄」について、下記のとおり報告します。

記

(1) 債権の名称

太陽光パネルの撤去費用及び行政財産目的外使用料

(2) 放棄した債権の額

撤去費用 2, 3 1 6, 6 0 0 円

行政財産目的外使用料 1 7 0, 3 6 2 円

計 2, 4 8 6, 9 6 2 円

(3) 放棄した債権の件数

各 1 件

(4) 債権放棄の日

令和 4 (2022) 年 8 月 12 日

(5) 債権の相手方

破産者新潟スマートコミュニティ事業株式会社 破産管財人

(6) 放棄した理由

債権の届出等の措置が終了したときにおいて、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済する見込みがないと認められるため

(柏崎市債権管理条例第 1 0 条第 1 項第 6 号該当)

(7) 債権を放棄するまでの経緯

・平成 24 年 12 月 25 日

県と 23 市町村が「屋根貸し太陽光発電の共同実施」を宣言。

「全国初の県と市町村が共同した公共施設の屋根貸し太陽光発電事業を実施します。」と県が発表。

・平成 25 年 3 月 4 日

県が屋根貸し太陽光発電事業の事業者を選定。(㈱ J C サービスと新潟スマートコミュニティ事業㈱による共同企業体)

- ・平成 26 年 1 月 30 日

柏崎市と新潟スマートコミュニティ事業共同企業体が、公共施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業にかかる協定を締結。

- ・平成 26 年 5 月

元気館の屋上に太陽光パネルを設置。

- ・平成 26 年 9 月 3 日

㈱東北電力に売電を開始。

- ・平成 31 年 4 月 26 日

元気館屋上防水改修工事を実施するため、太陽光パネルを一旦屋根から降下。

(工事完了後の令和 2 年 3 月に再設置する予定であった。)

しかし、再三の要請にかかわらず太陽光パネルは再設置されず元気館敷地内に放置されたままとなっていた。)

- ・令和 3 年 10 月 9 日

新潟スマートコミュニティ事業共同企業体の構成員の株式会社 J C サービスが破産。

- ・令和 4 年 6 月 8 日

新潟スマートコミュニティ事業共同企業体の代表者の新潟スマートコミュニティ事業㈱が破産。

- ・令和 4 年 6 月 29 日

破産管財人へ太陽光パネルの撤去請求と協定書第 17 条の規定に基づく損害賠償 (パネル撤去費用 2,316,600 円及び行政財産目的外使用料 170,362 円) を請求 (破産債権の届出)。

- ・令和 4 年 7 月 25 日

破産管財人から、破産者の財産状況は極めて乏しく、撤去の要請にも損害賠償に応じることにも不可能な状況にあり、本件物件の所有権を放棄して市が本件物件を任意に処分することに支障が無い状態にすることが現実的に対応可能な対策であるとの通知書を受領。

- ・令和 4 年 8 月 2 日

顧問弁護士に相談し、破産者の財産目録を確認して破産債権の回収の見込みがないこと、又、9 月 1 日の債権者集会をもって破産手続き終了の見込みであり、所有権放棄等の合意をしないまま終結を迎えた場合は今後の交渉相手が不明確となり処分に支障をきたすことから、合意書を取り交わすしかないとご教示をいただいた。

・ 令和 4 年 8 月 12 日

新潟スマートコミュニティ事業共同企業体代表者及び構成員の破産管財人と太陽光発電パネルの所有権放棄並びに協定書の解約等に関する合意書を締結し、パネル撤去に係る損害賠償金及び行政財産目的外使用料について、柏崎市債権管理条例第 10 条第 1 項第 6 号の規定により債権放棄をした。